

平成25年8月1日

薬物動態談話会会則

1. 本会を薬物動態談話会（以下、談話会）と称する。
2. 本会は医薬品の開発および評価における薬物の生体内動態研究の学問的並びに技術的情報の交換と産、学、官の相互研鑽交流を目的とする。
3. 会員はこの趣旨を実行し得るアクティブメンバーで、原則として1社1名を登録する。
4. 本会は役員として会長1名、若干名の常任幹事および、幹事会社8社（セミナー担当、会計担当、企画担当、庶務担当）を置く。幹事会社の任期は2年とし、幹事会社として各年4社を指名する。各担当の事務局は2年目幹事がその任にあたり（会計担当は1年目）、1年目幹事は事務局の補助（2年目の会計幹事は会計監査）を分担する。但し再任を妨げない。
5. 会長、常任幹事、幹事会社8社で幹事会を構成する。幹事会は事業計画と予算の立案および役員の選出並びに会員の入・退会等を承認し、本会の事業推進に当たる。なお、常任幹事の選定基準および選定方法については、別途定める（別紙）。
6. 本会に新規に入会する者は現会員および会長の推薦を受ける。
7. 本会は名誉会長を置くことができる。
8. 名誉会長は薬物動態研究で学問的並びに技術的に著しい業績を修め、本会の会長を務めた者であり、かつ幹事会で承認された者とする。
9. 名誉会長は幹事会に出席し、会長および幹事会社に助言を与えることができる。
10. 本会は、特別会員および功労会員を置くことができる。
11. 特別会員および功労会員は本会に多大なる貢献があった者あるいは貢献が期待できる者で、かつ、幹事会で承認された者とする。
12. 本会は年に数回の談話会例会、年会およびセミナーを開催する。
13. 談話会例会は、各社当番制で当日のテーマを決め話題を提供する。同時に特別講師による講演会を開催する。
14. セミナーは会員各社の若手研究員の育成・教育の場とし、特別講師により、薬物動態研究の基礎と応用、承認許可取得に関わる幅広い話題を提供する。
15. 会費は1社年10万円とする。
16. 幹事会は通常1月の談話会において担当幹事の選出、4月の談話会において前年度会計、会計監査結果、新年度の事業計画および予算について報告し、承認を得る。
17. 会則は、会員の総意で改正することができる。
18. 会計年度は4月1日～3月31日とする。
19. 本会則は昭和58年度4月1日より実施する。

[付則]

1. 昭和 6 1 年 4 月 1 日、会則改正
2. 昭和 6 3 年 4 月 1 日、会則改正
3. 平成 3 年 4 月 1 日、会則改正
4. 平成 1 0 年 4 月 1 日、会則改正
5. 平成 1 4 年 4 月 1 日、会則改正
6. 平成 1 5 年 10 月 3 日、会則改定
7. 平成 2 0 年 4 月 9 日、会則改定
8. 平成 2 5 年 8 月 1 日、会則改定

会長 杉山 雄一
(理化学研究所・杉山特別研究室)

薬物動態談話会 常任幹事の選出基準及び選出方法

(1) 人数

本会は 2 名以上 5 名程度までの常任幹事を置く。

(2) 選出基準

常任幹事は法人会員企業の従業員から選出する。

候補者の選出に当たっては、本会の幹事経験、本会が主催する学術集会における発表歴、薬物動態学会への貢献と薬物動態学会誌などへの投稿実績を考慮する。

なお、常任幹事には本会の諸活動及び運営全般に積極的に参画することが期待されることから、候補者にはこれらの役割に対する十分な理解を求める。

(3) 選出方法

選出基準に従い、役員*は常任幹事の候補者を推薦する。この際、会長及び現常任幹事が、主体的な役割を果たす。ただし、退任あるいは退任予定の役員は推薦の協議に参加しないことが望ましい。

常任幹事候補者を推薦する役員は、幹事会が開催されるまでに、次の書類を会長及び庶務幹事に提出するものとする。なお、書類の様式は特に定めない。

- 1) 役員による常任幹事候補者の推薦状
- 2) 常任幹事候補者の履歴書（最終学歴、主な職歴及び専攻研究テーマなど）
- 3) 常任幹事候補者の業績目録

会長は役員による常任幹事候補者の推薦を受けて、幹事会に発議して審議を図る。候補者が幹事会で新常任幹事として承認を得た場合、会長は候補者に常任幹事を委嘱し、候補者の受諾により決定する。その後、会長は会員に新常任幹事委嘱の報告を行う。

(4) 任期

常任幹事の任期は特に定めないが、年度毎に、会長と常任幹事で委嘱の継続を見直して幹事会に報告する。

*：役員（幹事会メンバー）

名誉会長、会長、常任幹事、担当幹事（企画、セミナー、会計及び庶務担当）